

平成 29 年 7 月 27 日

全国のボート関係者の皆様

公益社団法人日本ボート協会  
会 長 大久保尚武

### 倫理ガイドライン改訂のお知らせ

日本ボート協会は、ボートというスポーツに取り組む過程で幾多の修練に励むことにより、心身の健全な育成・発展に資するというボート競技の価値を深く理解し、その普及・振興等を図るという使命を有しておりますが、より一層、公正かつ透明で、健全な組織運営を目指すため、後記のとおり「倫理ガイドライン」を改訂致しました。

ボート関係者の皆様におかれましても、この「倫理ガイドライン」を参照され、社会における各種ルールを守られるとともに、他者への配慮等もおろそかにされることなく、「オアズパーソンシップ」を具現化して頂ければ幸いです。

### 倫理ガイドライン

#### ガイドラインの目的

このガイドラインの目的は、全国のボート関係者に対し、改めて、どのような行為が犯罪・暴力・セクハラ・パワハラ・差別等 の社会的に許容されない行為 に当たるのかについて知らせると共に、これらの行為に及ぶことが、行為者自身に留まらず、ボート競技に対する評価も貶めることになりかねないということを伝えることにあります。

#### 犯罪・暴力の根絶

何が犯罪に当たるのか、もしも自分や親しい人がやられたりしたら許せないと感じる行為

は、具体的な法令等を知らなくても、ほぼ例外なく犯罪ですが、それだけでなく、一見誰にも迷惑は掛けていない、被害者はいないと思われるような行為、たとえば、違法賭博であるとか、禁止薬物の使用なども犯罪に当たります。常識といえども常識ですが、ボート関係者たる者、誘惑に負けない強い心が 大切です。

何が暴力に当たるのか、これも皆さんが思うとおり、叩いたり、蹴ったりという行為だけでなく、身体に当たらなくても、やられた側が怖い、危険だと感じる行為をいいます。

犯罪や暴力はボートの世界でも絶対にあってはならないことです。

コーチが選手に、上級生が下級生に、指導熱心が余ってつい手を上げる。こうしたことも決してあってはなりません。

かえって、言葉や姿勢等で導けないという自身の非力、至らなさを思い、より一層の精進に努めるべきでしょう。

#### セクハラ・パワハラ等の各種ハラスメント（嫌がらせ）・差別の根絶

セクハラとは、不適切な、または相手を不快にさせる性的言動をいいます。自分が勝手に不適切ではないと考えていたとしても、相手が不快に感じればセクハラになり得ますから注意が必要です。

パワハラとは、立場上優位に立つ者が、それを良いことに相手の人格や尊厳を傷つける行為をいいます。暴力をふるうなどは論外ですが、言葉によって相手を深く傷つけてしまう場合もありますから、特に上に立つ者は注意が必要です。

その他のハラスメント（いじめ等を含む）も、自己の優位性を利用して各種の言動等によって嫌がらせをすることをいいますが、それらがいずれも他者の人格等への配慮を欠いた、社会的に非難される行為であって、行ってはならないことは明らかです。

差別とは、人種、国籍、性別、出身の違いなどにより、合理性がないのに、人の扱いを異にすることをいいます。スタートラインに艇を並べて正々堂々とレースをするというボートの精神にも反することです。

「ストーカー」という言葉を最近良く耳にしますが、それに至らない「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、強要」等の迷惑行為も、他者の人格等への配慮を欠いた、社会的に非難される行為であり行ってはなりません。

また、個人情報（住所、氏名、生年月日その他の個人を識別できる情報）保護の重要性も広く浸透してきており、その取得や利用、管理等には厳しい制約があることに留意しておかなければなりません。

セクハラ、パワハラ等の各種ハラスメントや差別、迷惑行為や個人情報の不正取得・不正利用等をボートの世界から根絶しなければなりません。

#### アンチ・ドーピング

ドーピング（運動能力を高めるために薬物等を使用すること）は、スポーツの基本であるフェアプレーの精神を根底から覆すものであるだけでなく、競技者の健康も著しく損なうもので、決して行ってはなりません。

#### 受動喫煙

受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が健康に悪影響を与えることは、既に科学的に明らかにされており、世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）も、「たばこのないオリンピック」を共同で推進することにしていきます。受動喫煙による被害の防止を図るための施策や対応等が求められているところです。

#### 反社会的勢力との関係遮断等

反社会的勢力とは、一般に「暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者」をいいますが、振り込め詐欺等の被害や暴力的行為等の報道を見れば明らかのように、それが社会の秩序・平穏を脅かし、一般人の権利や利益に害悪を及ぼすおそれのある存在であることを深く認識し、それらと一切の関係を持つてはなりません。

#### コンプライアンス規定

ボート協会のコンプライアンス規定（協会のホームページで全文を公表しています）には次の条項があります。

#### 第4条第1項

役・職員、指導者は、個人の尊厳、人格、自由並びに社会規範に配慮して行動し、暴力、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントやその他のハラスメント（~~嫌がらせ~~の言動いじめ等を含む）、各種差別的行為、つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、強要等の迷惑行為、違法賭博等の公序良俗や法令等に反する行為を絶対に行ってはならない。

この規定は、協会内部の者および協会から委嘱を受けて指導に当たる者に向けられたものですが、ボート関係者全てに遵守して戴くべき内容のものです。

## 内部通報制度

ボート協会には内部通報制度が設けられています（詳しくは協会のホームページをご覧ください）。

この制度とは、暴力、セクハラ、パワハラ等の被害者または目撃者からの通報を受け、事実関係を調査し、協会として、しかるべき指導監督等の是正措置をとるというものです。全国のボート関係者の皆さんがこの倫理ガイドラインを守って戴ければ用がなくなる制度ですが、制度の存在をお知らせしておきます。

## 最後に

ボートは肉体的に苛酷な競技ですが、楽しいものでなければなりません。ボートの世界では、心無い言動のために心身を傷つけられる人が一人も出ることのないよう願ってやみません。

以上